

北海道医療センター調剤事前申し合わせ協定 (院外処方箋における疑義照会簡素化プロトコル)

当院では、令和4年11月より疑義照会による病院医師の負担軽減、並びに病院薬剤師、保険薬局薬剤師の業務負担軽減を目的とし、疑義照会簡素化プロトコルを作成し運用します。本プロトコルは、厚生労働省医政局長通知「医療スタッフの協働・連携によるチーム医療の推進について」（平成22年4月30日）に基づいたものです。尚、本プロトコルの運用開始にあたっては、原則として事前に薬剤部担当者による説明を受け、適切な合意のもとに実施するものと致します。合意を締結した保険薬局は下記に記載されている事項について処方医に確認せずに調剤することを可能としますが、以下に留意して行ってください。

- ・「変更不可」の記載がある場合、麻薬、覚せい剤原料、抗がん剤については本プロトコルから除外する。
- ・原則として費用が高くなるような変更は認めない。ただし、患者の希望がある場合はこの限りではないが、その旨を説明し同意を得ること。
- ・剤形を変更して調剤した場合、入院時または院内処方時は、変更前の剤型になること、他の保険薬局では今回のように希望通りにならないことがある旨を説明すること。

1. 疑義照会の不要例

- ①「アドヒアランス不良で一包化によるアドヒアランス向上が見込まれる」などの理由による一包化、あるいは患者の管理が可能との判断で一包化を外す場合
ただし、別包指示や一包化不可の指示コメントがある場合を除く
(必ず患者に服用方法や料金等について説明し、同意を得てから行うこと。)
- ②湿布薬や軟膏など外用薬の包装形態変更（合計処方量が変わらない場合）
例) ○○パップ（7枚入り）5袋→○○パップ（5枚入り）7袋
△△軟膏 5g 2本→△△軟膏 10g 1本
- ③薬歴上継続処方されている処方薬に残薬があり、調節のため処方日数を変更する場合
(ただし、処方日数を0日（削除）にする場合や処方日数を増やす場合は、処方医に確認すること。)

例) ○○錠 75mg 30日分→27日分(3日分の残薬あり。)

△△クリーム 3本→△△クリーム 1本(2本残薬あり。)

④隔日投与、週1回・月1回製剤が連日投与の他の処方薬と同一の日数で処方されている場合の処方日数の変更または1日1枚貼付の外用剤で処方日数と異なっている場合の変更

例) 他の処方薬が28日分処方の時

リセドロン酸 Na 錠 17.5mg (週1回製剤) 1錠

分1 起床時 28日分 → 4日分

プレドニゾロン錠 5mg 1錠

分1 朝食後 28日分(隔日投与) → 14日分(隔日投与)

硝酸イソソルビドテープ 1日1回1枚 14枚 → 28枚

(他の内服処方が28日の場合)

⑤漢方処方時の服用時点の確認

患者に聞き取りしたうえで、明らかに食後投与の必要性がない場合は食前に変更する。

⑥外用剤の使用部位の追加について

継続して使用している貼付剤や軟膏等の「使用部位」や「使用数」の指示がない処方について、患者から使用部位を聴取できた場合に「使用部位」や「使用数」を追加する。

⑦睡眠剤の服用時点の確認

添付文書上で「就寝直前」と記載されている眠剤について「寝る前」で処方されていた場合、「寝る前」として調剤する

⑧一般名処方における調剤時の類似剤形への変更(先発品類似剤型への変更を含む)。一般名処方においては、下記に掲げる範囲内で変更を可能とする(先発・後発は問わない)

(ただし、「変更不可」の記載がある場合は不可)

i.錠剤(口腔内崩壊錠を含む)、カプセル剤、丸剤、ゼリー剤、フィルム剤

ii.散剤、顆粒剤、細粒剤、末剤、ドライシロップ剤(内服用固形剤として調剤する場合に限る)

iii.液剤、シロップ剤、ドライシロップ剤(内服用液剤として調剤する場合に限る)

iv. パップ剤：テープ剤

- ・必ず患者に説明（服用方法、料金）後、同意を得て変更すること。
- ・銘柄等については「お薬手帳」による情報提供を徹底すること。

⑨63枚超の湿布等が処方され、患者の同意を得て63枚にする場合

例) ロキソプロフェンテープ（7枚） 14袋 → 9袋

⑩前回処方された臨時薬（風邪薬・うがい薬等）が不要で削除する場合

例) 前回処方のPL顆粒 7日分が症状改善にもかかわらず処方されていた場合

- *必ず患者に確認の上、削除する事

⑪成分名が同一の銘柄の変更（規格が同一の場合のみ）

例) グラクティブ錠 50mg → ジャヌビア錠 50mg

- ・先発品間の変更可。
- ・薬価が高くなる場合は不可。
- ・初回の来局で後発品の在庫がない場合のみ、患者の同意を得たうえで後発品から先発品への変更も可（2回目以降は不可）
- ・必ず患者に説明（服用方法、料金）後、同意を得て変更すること。
- ・適応症が異なる場合、適応外使用にならないように留意すること。

⑫内服薬の用法が頓服あるいは回数指定にて処方箋に記載があり、具体的な用法が口頭等で指示されている場合の用法の追加

⑬EPA製剤、EPA・DHA製剤、メトクロプラミド、ドンペリドンの「食後」投与から食前への変更、あるいはα-GIやビスホスホネート製剤などの処方で明らかな用法誤りの変更

例) ドンペリドン錠 10mg 3錠 3×毎食後 → 3錠 3×毎食前

イコサペント酸エチル粒状Cap 600mg 3包 3×毎食後 → 3包 3×毎食直後

ボグリボースOD錠 0.3mg 3錠 3×毎食後 → 3錠 3×毎食直前

リセドロン酸Na 1錠 1×朝食後 → 1錠 1×起床時

⑭モンテルカストの夕食後服用、ザイザルシロップの朝夕食後など、添書上寝る前の薬剤が

夕食後で処方されている場合、治療上必要と判断して処方通り調剤する。

⑮別規格製剤がある場合の処方規格の変更（含量規格変更不可の処方を除く）

例 1: △△錠 20 mg 錠 1 回 2 錠 → △△錠 40 mg 錠 1 回 1 錠

例 2: ●●錠 20 mg 錠 1 回 0.5 錠 → ●●錠 10 mg 錠 1 回 1 錠

- ・必ず患者に説明（服用方法、料金）後、同意を得て変更すること。
- ・適応症が異なる場合、適応外使用にならないように留意すること。

2.各種問い合わせ先

(ア) 処方内容等に関すること

平日: 8 時 30 分から 17 時 05 分

薬剤部調剤室 FAX: 011-611-8194 (直通)

上記以外

薬剤部当直 TEL: 011-611-8111 (代)

(イ) 保険者番号等に関すること（保険者番号、公費負担など）

医事課 TEL: 011-611-8111 (代)

3.処方変更・調剤後の連絡

処方変更して調剤した場合は、その内容を当日中に Fax にて薬剤部に連絡をお願いいたします。オーダーリングシステム内の処方修正が可能な場合には、次回からの処方に反映させます。ただし、一般名処方に基づいて調剤した場合の情報提供書、および後発品医薬品の変更報告書の連絡は不要です。